

令和5年度 人事行政の運営等の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況

本組合の職員は、上尾市及び伊奈町（以下「市町」という。）から派遣された職員で構成されており、本組合で採用した職員はいません。

(2) 職別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

職名	派遣元		合計
	上尾市	伊奈町	
局長	1(0)人	0(0)人	1(0)人
次長	0(0)人	1(0)人	1(0)人
主幹	0(0)人	0(0)人	0(0)人
副主幹	1(0)人	0(0)人	1(0)人
主査	1(0)人	1(0)人	2(0)人
主任	1(0)人	2(1)人	3(1)人
主事・技師	0(0)人	0(0)人	0(0)人

※（ ）内は、女性職員数を内書きしたものです。

2 職員の人事評価の状況

派遣職員による構成のため、本組合独自の人事評価は実施していません。

3 職員の給与の状況

(1) 一般職員の給与の状況

一般職員の給与は、派遣元の市町が支給していますが、支給額に相当する金額を派遣元の市町に負担金として支払っています。

職員数	給料	職員手当	合計	1人当たりの給与費
8人	32,348,700円	20,317,139円	52,665,839円	6,583,230円

※職員手当には、児童手当及び退職手当を含みません。

(2) 特別職の報酬の状況（令和5年6月1日現在）

職名	報酬（月額）
管理者	20,000円
副管理者	18,000円
議長	20,000円
副議長	18,000円
議員	17,000円

※ 期末手当は支給されません。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	60分	土・日曜日

※休憩時間は、正午から午後1時までとなります。

(2) 年次有給休暇の取得状況

平均取得日数／17.2日

※1年度につき最高20日間付与され、前年度からの繰り越し分を含めると最高40日間となります。

(3) 時間外勤務の状況

平均時間外勤務時間数／年間68.6時間

5 育児休業等の取得状況

育児休業等を取得した職員はいません。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分又は懲戒処分を受けた職員はいません。

7 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条において、サービスの根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、サービスの遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定されています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、次に掲げる義務を課しています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（第33条）
- ・秘密を守る義務（第34条）
- ・職務に専念する義務（第35条）
- ・政治的行為の制限（第36条）
- ・争議行為等の禁止（第37条）
- ・営利企業等の従事制限（第38条）

(2) 職務に専念する義務の免除の状況

「上尾伊奈資源循環組合職務に専念する義務の特例に関する条例」に基づく任命権者の承認件数は、19件です。

(3) 営利企業等の従事の許可の状況

営利企業等の従事の許可件数は、ありません。

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び上尾伊奈資源循環組合職員の退職管理に関する条例の規定に基づく元職員の再就職に関する届出はありません。

9 職員の研修の状況

職員は、基本研修に相当する派遣元の市町が実施する研修に参加したほか、次に掲げる特別研修に参加しました。

- ・ 地方財政講習会 (2人)
- ・ 法務特別セミナー (1人)
- ・ 法務実務研究セミナー (1人)

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況

派遣元の市町で実施しています。

(2) 共済事業の状況

派遣元の市町の職員として埼玉県市町村職員共済組合に加入し、当該組合の事業を利用しています。

(3) 公務災害等の発生状況

公務災害等は発生していません。

11 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度に新たに提起された措置の要求はありませんでした。また、令和4年度以前に提起された措置の要求で審査を継続したものもありませんでした。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

令和5年度に新たに提起された審査請求はありませんでした。また、令和4年度以前に提起された審査要求で審査を継続したものもありませんでした。